

## 公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和5年12月28日

収支等命令者

佐賀県食肉衛生検査所長 山口 義孝

### 1 入札に付する事項

- (1) 品名及び数量 クリーンベンチ 1台
- (2) 調達物品の仕様等 別添仕様書のとおり
- (3) 納入期限 令和6年3月21日(木)
- (4) 納入場所 佐賀県多久市南多久町下多久4127 佐賀県食肉衛生検査所  
(サルモネラ検査室)
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者若しくは佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

- (6) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 入札仕様書で定める要求事項を満たす備品を納入できる者であること。

### 3 入札参加資格を得るための申請の方法

- (1) 2の(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県所定の入札参加資格認定申請書様式に必要事項を記入の上、アの場所に直接持参して提出すること。
- ア 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所  
佐賀県出納局総務事務センター用度・車両担当（新館2階）  
郵便番号 840-8570  
佐賀市城内一丁目1番59号  
電話番号 0952-25-7194  
電子メールアドレス soumujimu@pref.saga.lg.jp
  - イ 申請書様式の入手先  
アの部局又は佐賀県ホームページ（<https://www.pref.saga.lg.jp/>）
- (2) (1)については、令和6年1月5日（金）までに申請書を提出し、競争入札参加資格の確認を受けること。

### 4 入札者に求められる義務

- (1) 仕様書に掲載する以外の機種で 応札しようとする物品については、令和6年1月10日（水）17時までに、仕様を満たしていることが分かるカタログ等を添付の上、6の(1)あてに応札物品承認申請書を提出し承認を受けること（応札物と

して承認を受けた物品は、随時、メーカー及び型番を佐賀県ホームページに掲載する。))。

なお、応札物品承認申請書を提出した者以外においても承認を受けた物品で応札することは可能であり、既に佐賀県ホームページに掲載された物品を納入予定物品とする者は、応札物品承認申請書の提出を省略することができる。

(2) 入札に参加しようとする者は、入札参加届を、令和6年1月10日(水)17時までに、6の(1)の場所へ持参し、又は郵送すること(申請を郵送で行う場合には、入札届在中の封筒に「クリーンベンチ 入札参加届在中」と朱書きして上記期間までに必着するように簡易書留で郵送すること。

(3) 提出した関係書類について説明を求められた場合は、これに応じること。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

(4) 入札参加資届を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した入札辞退届(様式任意)を書面で提出すること。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

## 5 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次のいずれかに該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、更生手続開始、特別清算開始又は再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 自己又は自社の役員等が、2の(6)のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は2の(6)のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

エ 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けたとき。

オ その他本契約について、契約を履行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

## 6 入札参加届の提出場所等

(1) 問い合わせ先

健康福祉部佐賀県食肉衛生検査所 総務課 (担当 峯)

郵便番号 846-0024

多久市南多久町下多久4127

電話番号 0952-76-2611

F A X 番号 0952-71-2008

電子メールアドレス shokunikukensa@pref.saga.lg.jp

(2) 仕様書等の交付方法

令和5年12月28日(木)から令和6年1月12日(金)まで、佐賀県ホームページに掲載するとともに、(1)の場所において随時交付する(12月29日から1月3日までの庁舎閉庁日、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年1月18日(木) 10時

イ 場所 佐賀食肉衛生検査所 2階 会議室

ウ 入札の方法

入札者の直接持参による入札又は郵便による入札入札書を郵送する場合は、第1回目の入札の入札書在中の封筒に「クリーンベンチ 入札書在中 1回目」と朱書きして必ず簡易書留で郵送すること。また、同月15日(月)17時までに6の(1)の場所に必着のこと。

エ 変更の場合は、入札参加者に対して別途連絡する。

(4) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(5) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に6の(1)の部局に確認すること。

(6) 契約条項を示す場所

6の(1)の場所に同じ。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号の規定により免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者

- イ 当該競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者
- ウ 当該競争入札について不正行為を行った者
- エ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- オ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- キ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条（錯誤）により取り消すことが認められるものを提出した者
- ク 1人で2以上の入札をした者
- ケ 代理人でその資格のないもの
- コ アからケまでに掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札者の負担とする。

- ア 入札参加者が談合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約保証金

佐賀県財務規則第115 条第 3 項第 3 号の規定により免除する。

(7) 落札者の決定方法

ア 入札金額が入札書比較価格（税抜きの前定価格）以下で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とする。

落札候補者が入札参加資格の確認を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(8) 公告の内容に質問がある場合は、質問書に質問内容を記載し、令和 6 年 1 月 10 日（水） 12 時までに 6 の(1)の電子メールアドレスへ送信すること。

回答は 1 月 15 日（月）までに佐賀県ホームページに掲載する。